

## 令和7年度予算編成に関する基本方針

令和7年度は、区長就任から3年目を迎える年であり、公約に示された取組の実現や対話協調型区政をより一層推進していく必要があることに加え、基本構想に掲げる将来像「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて弾みをつけるためにも、改定した総合計画の令和8年度目標値の達成に向けた取組を推進していかなければならない。

そうした中、我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続いているものの、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等など先行きは不透明であり、今後の景気動向には引き続き注意する必要がある。また、令和6年度のふるさと納税制度による区民税の流出額が、初めて50億円を超えるなど、税源偏在是正措置の影響による減収や、日本銀行の大規模な金融緩和策の転換が、これまで以上に区財政に大きな影響を及ぼしていくことにも留意する必要がある。

歳出面においては、扶助費や繰出金等の社会保障関連経費をはじめとする経常経費は引き続き増加しており、工事費、人件費の上昇に伴う委託料等の支出増も見込まれる。また、今後本庁舎の建て替えを含め、区施設の老朽化に伴う更新等は大きな課題であり、改築改修経費の増は避けられない状況となっている。

このような状況下においては、区政の第一線で区民と接する各部門が、区民の視点に立って生活実態等の把握に努めたうえで、良質で持続可能な公共サービスを提供するため、最大限の歳入の確保を図るとともに、行政評価制度の活用により施策や事業の検証を強化し、創意と主体性を十分に発揮することで、その効率性や実効性を高めていかなければならない。

以上の点を踏まえ、令和7年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

### 記

#### 1 全般的事項

##### (1) 「総合計画等」の着実な推進

令和7年度は、改定後の「総合計画・実行計画」が2年目を迎える年であり、基本構想の実現と計画に掲げた目標の達成に向け、計画事業については、今年度行う単年度の修正項目も含めて確実に見積もること。

##### (2) 区民生活の実態の把握

社会環境や区民ニーズの変化を的確に捉え、区民生活の実態や地域の実情を様々な機会を通じて十分に把握したうえで、時宜を逸することなく必要な施策展開を図ること。

(3) 経費の精査・見直し

既定事業を含む全事業について、行政評価制度等の活用により、事業の必要性や有効性の検証と経費の精査を行い、事業をより効果的に実現可能とするための事業の見直し・廃止・整理統合・縮小を検討するとともに、DXによる業務の効率化やAI等のデジタル技術の導入・活用等についても検討すること。また見積もりに当たっては、直近年度における決算数値を踏まえた必要最小限の金額とするなど、経費の縮減を図るとともに、区民に事業の実施目的や効果等が広く伝わるよう実施時期や実施方法についても精査を行うこと。

(4) 事業のスクラップ・アンド・ビルド

単年度修正により実行計画事業とするものを除き、実行計画外の新規事業についてやむを得ず予算計上する場合は、その財源を確保した上で必要な経費を見積もるとともに、必ず既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、実施方法等の見直しを行った既定事業については具体的資料を提出すること。課内での財源確保が困難な場合は、部内において調整すること。

(5) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向や社会の動向に細心の注意を払い、常に先を見据え、事業の検討を行ったうえで、必要な経費を見積もること。

(6) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

(7) 管理職の関与

管理職員は、現下の財政状況を踏まえ、予算編成に関して職員への適切な指示を行い、各所管の見積もり内容を把握すること。

(8) 予算編成過程の公表等

区財政の理解は、区政への区民参加の前提となるものであり、予算編成過程の公表に加え、財政の仕組みや財政状況についても、継続して、区HP等を通じて、幅広くわかりやすい情報発信に取り組むこと。

(9) 区民参加型予算

予算編成に区民が直接関与する仕組みである「参加型予算（モデル実施）」については、区民による投票の結果等を踏まえて別途通知するので、それに従い対応すること。

(10) 気候区民会議

気候区民会議で示された意見提案への対応について予算措置を伴う事業化を検討している場合は、気候危機対策推進本部における事業化の方向性等の議論の結果を踏まえて別途通知するので、それに従い対応すること。

## 2 歳出

### (1) 経常的・定例的経費の削減

経常的事務費や需用費、備品購入費等については、一層のコスト削減の必要があることから、施設の新設等に当たっても安易に新規購入経費を見積もるのではなく、部門間での再利用や適切な在庫管理等により充足できるよう努め、新規購入が必要な場合でも必要最小限となるよう見積もること。委託料について人件費・光熱水費等の増要因があるなかであっても、従前とは異なる事業者から見積もりを徴取するほか、改めて、委託内容や範囲等を精査するなど、経費削減に努めること。

### (2) 公共工事に係る経費

区が発注する公共工事の経費については、建設業週休二日制の導入の影響など工事費が高騰している状況を踏まえ、その必要性、優先度を十分に考慮した上で見積もること。

施設の改築等を行う場合は、用地の有効活用という視点に加え、将来の利活用等も見据えて、真に必要な規模や内容となっているか等について精査する必要がある。事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、ライフサイクルコストの縮減にもつながるように努めること。なお、施設の改修については、単に年次修繕計画に基づき計上するのではなく、将来にわたって長く使い続けることができるように、個別に施設の老朽度、劣化度を判断したうえで、必要な経費を見積もること。

### (3) 特定公契約対象業務の経費等

施設運営パートナーズ制度の指定管理料については、区が指定管理者と交わした協定書の内容が遵守され、指定管理者のノウハウの幅広い活用あるいは専門性の確保により、さらなる区民サービスの向上が図られるか精査・確認すること。また、光熱水費の増や従事者の適切な労働環境の確保に必要な経費についても、精査して見積もること。

なお、その他の特定公契約対象業務の経費についても、労働報酬下限額以上の人件費を見込む必要があることに留意すること。

### (4) 補助金の見直し

補助金の原資は区民の税金であり、交付状況やその用途、補助金を交付することによる効果や必要性についても、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。各所管においては、令和5年度に更新した「補助金交付基準及び検証・評価基準」を踏まえた、補助金検証・評価シートを活用し、終期を迎える補助金だけでなく、全ての補助金について、必要に応じた見直し・検証を行い見積もること。

### (5) 人件費の適正化

業務におけるデジタル技術の活用を図るなど、業務執行方法の見直しを図るとともに、一時的な事業の集中等の影響から人員に不足が生じる場合には、仕事の仕組みや進め方、事業の統合などを適時適切に行い、柔軟かつ

弾力的な組織運営を行うこと。併せて、長時間労働の是正という働き方改革の推進の考え方に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスと健康管理の充実を図るとともに、職員の配置を見直すほか、効果的・効率的な事務執行による超過勤務の更なる縮減を図るなど、人件費の適正化に努めること。

#### (6) 再生可能エネルギー電力調達取組

区立施設で使用する電力の光熱費については、区立施設への再生可能エネルギー電力調達取組方針に基づき、適正に見積もること。詳細については後日通知するので、それに従い対応すること。

### 3 歳入

#### (1) 特別区税

特別区税については、経済情勢や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、国や都の状況等を踏まえ、可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

#### (2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

また区立施設の使用料については、直近の決算数値による検証に加えて、周辺自治体との均衡や施設の利用率向上に向けた取組等も考慮のうえ検討を行っていることから、その検討結果を反映させること。

#### (3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするほか、補助制度に合わせて事業を見直すなど、あらゆる手段で獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

### 4 その他

予算の見積もりについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。